



発行 東京都

目次

27

条 例

- 東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…三
- 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都港湾管理条例の一部を改正する条例……………（港湾局）…三
- 東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都労働委員会）…三
- 東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（建設局）…四
- 東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例……………（同）…七
- 東京都霊園条例の一部を改正する条例……………（同）…八
- 東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………（東京都公安委員会）…九
- 警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…九
- 東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例……………（東京消防庁）…一〇
- 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…一〇
- 火災予防条例の一部を改正する条例……………（同）…二
- 特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二

条例のあらまし

●東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例（条例第四六号）

- 一 東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校及び東京都立城南職業能力開発センター大田校の移転に伴い、位置を改めます。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第四七号）

- 一 東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬の額を引き上げます。

（一）会長

職務に従事した日一日につき 二八、四〇〇円 ↓ 二九、二〇〇円

（二）委員

職務に従事した日一日につき 二六、六〇〇円 ↓ 二七、三〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都港湾管理条例の一部を改正する条例（条例第四八号）

- 一 臨港道路の占用料の上限額を改定します。

（例）看板

表示面積一月一平方メートルまでごとに

一、九一六円 ↓ 二、〇二五円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条

例第四九号

一 東京都労働委員会委員の報酬の額を引き上げます。

(例) 会長

月額 五三〇、〇〇〇円 ↓ 五四五、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第五〇号)

一 占用料の額を改定します。

(例) 第一種電柱 (市)

一本につき一年 一、六二〇円 ↓ 一、六七〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例 (条例第五一号)

一 占用料等の額を改定します。

(例) 土地占用料

第一種 一級地 一平方メートル一年

一六、四八七円 ↓ 一五、五七二円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都霊園条例の一部を改正する条例 (条例第五二号)

一 使用料等の上限額及び手数料の額を改定します。

(例) 青山霊園の一般埋蔵施設

一平方メートルにつき

二、九七〇、〇〇〇円 ↓ 三、二〇〇、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五三号)

一 東京都公安委員会委員の報酬の額を引き上げます。

(一) 委員長

月額 五三〇、〇〇〇円 ↓ 五四五、〇〇〇円

(二) 委員

月額 四三五、〇〇〇円 ↓ 四四七、〇〇〇円

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五四号)

一 地方警察職員たる警察官の定員の特例を定めます。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五五号)

一 特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例 (条例第五六号)

一 消防職員の定数を改めます。

消防吏員 一八、四一七人 ↓ 一八、四七二人

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第五七号)

一 特殊勤務手当の支給範囲及び支給額を改めるほか、規定を整備します。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●火災予防条例の一部を改正する条例 (条例第五八号)

一 林野火災予防の実効性を高めるため、林野火災に関する注意報に係る規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

●特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(条例第五九号)

- 一 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令(令和八年政令第一〇号)の施行に伴い、補償基礎額を改定するほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和八年四月一日から施行します。

条 例

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十六号

東京都立職業能力開発センター条例の一部を改正する条例

東京都立職業能力開発センター条例(昭和四十六年東京都条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第四条の表東京都立中央・城北職業能力開発センター赤羽校の項位置の欄を次のように改める。

東京都北区西が丘三丁目十三番十六号

第四条の表東京都立城南職業能力開発センター大田校の項位置の欄を次のように改める。

東京都大田区本羽田三丁目四番三十号

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十七号

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

東京海区漁業調整委員会委員及び東京都内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年東京都条例第二百一十一号)の一部を次のように改正する。第二条中「二万八千四百円」を「二万九千二百円」に、「二万六千六百円」を「二万七千三百円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第四十八号

東京都港湾管理条例の一部を改正する条例

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一 二の部臨港道路の項中「千九百十六円」を「二千二十五円」に、「九百五十八円」を「千八円」に、「二百三十円」を「二百四十円」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都労働委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令第七条第二号に掲げる 工作物	道路法 施行令 (昭和 二十七 年政令 第四百 七十九 号。以 下「令」 とい う。) 第七条 第一号 に掲げ る物件					標識	であるものを除 く。)
	アーチ 式工作 物		旗ざお 及び幕				
	車道を 横断す るもの その他 のもの	その他 のもの	占用面積一 平方メー トル又は一 本につき一 年	占用面積一 平方メー トル又は一 本につき一 日	祭礼、 縁日等 に際し、 一時的 に設け るもの		
占用面積一 平方メー トルにつき一 年	一基につき 一年	六〇〇、 〇〇〇	六〇、 〇〇〇	占用面積一 平方メー トル又は一 本につき一 年	占用面積一 平方メー トル又は一 本につき一 日	五、四〇〇	年 ルにつき一
六、八〇〇	三〇〇、 〇〇〇	二四三、 二〇〇	二四、 三〇〇	六〇〇	二四〇	二、三九〇	
二、九八〇	五九、 三〇〇	一一八、 六〇〇	一一、 八〇〇	一一〇	一一〇	四二〇	
五三〇	一〇、 一〇〇	二〇、 二〇〇	二、 〇二〇	二〇	二〇		

別表令第七条第四号に掲げる工施用施設及び同条第五号に掲げる工施用材料の置場の
 項中「五七、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、「二三、〇〇〇」を「二四、三〇〇」に、
 「一一、五〇〇」を「一一、八〇〇」に改め、同表令第七条第六号に掲げる仮設建築物
 及び同条第七号に掲げる仮設収容施設の項中「二、八九〇」を「二、九八〇」に、「五
 一〇」を「五三〇」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十一号

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
 東京都河川流水占用料等徴収条例（平成十二年東京都条例第九十五号）の一部を次の
 ように改正する。

別表一の項の表備考以外の部分を次のように改める。

一 土地占用料

占用種別	河川区域の別				
	一級地	二級地	三級地	四級地	五級地
第一種	一万五千五百七十二円	五千一百円	二千六百十三円	七百三十三円	二百十四円
第二種	七千七百八十六円	二千五百円	千三百六円	三百六十六円	百七円
第三種	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	千二百二十一円	三百五十七円
第四種	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	千二百二十一円	三百五十七円
第五種	百三万八千七百七十三円	三十三万三千四百十二円	十七万四千二百三十六円	四万八千八百七十四円	一万四千二百八十七円
第六種	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	千二百二十一円	四百六十五円
第七種	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	千二百二十一円	三百五十七円
第八種	一万二千九百七十七円	四千六百六十七円	二千七百七十七円	六百十円	百七十八円
第九種	三万八千九百三十一円	一万二千五百二円	六千五百三十三円	千八百三十二円	五百三十五円
第十種	二万五千九百五十四円	八千三百三十五円	四千三百五十五円	千二百二十一円	三百五十七円
					千平方メートル
					トル一年
					トル一年
					トル一年

別表一の項中「6477円」を「6833円」に改め、同表三の項中「二百九十五円」を「三百十八円」に、「四百四十四円」を「四百六十八円」に、「百六十五円」を「百七十九円」に改め、同表四の項中「六百七十七円」を「七百十四円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京都霊園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十二号

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例(平成五年東京都条例第二十二号)の一部を次のように改正する。
第二十四条第一項中「二千五百三十七円」を「二千六百六十七円」に改める。

別表第二中「二百九十七万円」を「三百二十万円」に、「百七十六万一千円」を「百七十八万七千円」に、「二百二万五千円」を「二百十四万四千円」に、「百六十二万三千円」を「百六十四万五千円」に、「二十万五千円」を「二十万七千円」に、「八十四万四千円」を「八十三万六千円」に、「九十五万三千円」を「九十五万八千円」に、「二十三万六千円」を「二十四万二千円」に、「八十七万六千円」を「八十七万一千円」に、「三十二万二千円」を「三十二万一千円」に、「八十九万九千円」を「八十九万一千円」に、「百六十八万三千円」を「百六十八万四千円」に、「六十万八千円」を「六十一万一千円」に、「百五十六万七千円」を「百五十五万四千円」に、「八十九万五千円」を「九十四万円」に、「五十一万六千円」を「五十万円」に、「百五十五万二千円」を「百五十万一千円」に、「六万円」を「六万一千円」に、「十一万七千円」を「十三万一千円」に、「八万一千円」を「九万一千円」に、「十万六千円」を「十一万二千円」に、「九万一千円」を「十万五千円」に、「十二万六千円」を「十三万五千円」に、「十八万七千円」を「二十万円」に、「二十万一千円」を「十九万三千円」に、

「十六万一千円」を「十六万二千円」に、「千三百円」を「千二百円」に、「六千六百円」を「六千九百円」に改める。

別表第三中「七百五十円」を「八百十円」に、「九百三十円」を「千四十円」に、「二千九百二十円」を「三千三百五十円」に、「五千二十円」を「五千五百七十円」に改める。

別表第四中「千八百円」を「二千円」に、「千二百円」を「千四百円」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都霊園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する

条例

東京都公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「五十三万円」を「五十四万五千円」に、「四十三万五千円」を「四十四万七千円」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十四号

警視庁の設置に関する条例の一部を改正する条例

警視庁の設置に関する条例（昭和二十九年東京都条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

17 令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までの警察官の定員は、第十四条第一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に次に定める人員をそれぞれ加えた人員とする。

警察官 九八人

内訳

巡 査 九八人

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十五号

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「の災害」の下に「（次号において「災害」という。）」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第六十条第一項の規定による援助の要求（災害に係るものに限る。）により派遣された道府県警察の管轄区域内における

被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動

第十五条第二項第三号中「前項第三号」を「前項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「前項第二号」を「前項第三号」に、「千六百八十円」を「二千六百円」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 前項第二号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

第十五条第三項中「又は第二号」を「第二号又は第三号」に改め、同条第四項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改め、同条第五項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に、「同項第三号」を「同項第四号」に改める。

附則第四項中「(昭和二十九年法律第百六十二号)」を削る。

附則第五項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第一項第三号」に、「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に、「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改める。附則第七項中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二暦日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十六号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例(昭和二十七年東京都条例第九十五号)の一部を次のように

改正する。

第三項の表消防吏員の項中「一八、四一七人」を「一八、四七二人」に改め、同表計の項中「一八、八三九人」を「一八、八九四人」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第五十七号

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「七百十円」を「六百七十円」に改める。

第七条第一項に次の一号を加える。

四 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第四十五条の規定による災害が発生した市町村での緊急消防援助隊の活動

第七条第二項第三号中「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改め、同項に次の一号を加える。

四 前項第四号に掲げる業務 従事した日一日につき千八十円

附則第三項中「(昭和二十二年法律第二百二十六号)」を削る。

附則第四項中「千六百八十円」を「二千六百六十円」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給されるものについては、なお従前の例による。

3 この条例による改正後の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、二曆日にわたる勤務にあつては、施行日以後に始まる勤務から適用し、施行日前から始まる勤務については、なお従前の例による。

火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十八号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例(昭和三十七年東京都条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第二十九

条)」を「第四節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限(第二十九

条) 第五節 林野火災の予防(第二十九条の二・第二十九条の三)

条)」に改める。

第一条中「関する警報」の下に「(法第二十二條第三項の規定により発せられた火災に関する警報をいう。以下同じ。)」を加える。

第二十九条第三号及び第四号中「または」を「又は」に改め、同条第五号中「吸がら」を「吸殻」に、「または」を「又は」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 屋外において裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為(前各号に定める行為を除く。)をしないこと(第二十九条の三に規定する警報が発せられた場合に限る。)

第三章第四節の次に次の一節を加える。

第五節 林野火災の予防

(林野火災に関する注意報)

第二十九条の二 知事は、気象の状況が山林、原野等における火災(以下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条の規定に基づき知事がたてる地域森林計画又は同法第七条の二の規

定に基づき関東森林管理局長がたてる地域別の森林計画の対象となる区域に、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、当該注意報が解除されるまでの間、当該注意報が発せられた区域内に在る者は、前条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 知事は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定により火の使用の制限に従うよう努めなければならない対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限) 第二十九条の三 知事は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第二十九条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第六十条第二号中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条に次の一号を加える。

六 裸火を使用し、かつ、火粉が周囲に飛散する行為(第二十九条の二第一項に規定する区域において、一月から五月までの間に行う場合に限る。)

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和八年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十九号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和四十一年東京都条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項第二号中「九千七百円」を「一万円」に改め、同号ただし書中「一万四千五百円」を「一万五千円」に改め、同条第三項中「百円」を「四百三十三円」に改め、「第二号に該当する扶養親族については一人につき三百八十三円を」を削り、「第三

号から第六号まで」を「第二号から第五号まで」に改め、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

別表中「二二、九〇〇円」を「一三、三四〇円」に、「一三、七〇〇円」を「一四、一七〇円」に、「一四、五〇〇円」を「一五、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇円」を「一二、六七〇円」に、「一二、一〇〇円」を「一二、五〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「一〇、〇〇〇円」に、「一〇、五〇〇円」を「一〇、八四〇円」に改める。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

2 この条例による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例第五条第二項第二号及び第三項並びに別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。以下この項において同じ。)並びに令和八年四月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同年三月分以前の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金については、なお従前の例による。

発行所
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

